

2022年5月17日

各位

会社名 住友商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之
(コード：8053、東証プライム)
問合せ先 広報部長 長澤 修一
(TEL 03-6285-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について2022年6月24日開催の第154期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主や取締役等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会をいい、以下「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第12条第3項を追加するものです。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたりましては、開催の都度、取締役会において、株主の皆様の利益や権利の確保に配慮するとともに、その時々々の社会情勢を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

本変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに

規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の変更を行うものです。

- ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後、これを削除します。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 24 日（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第 12 条 (招集の時期)</p> <p>① 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 12 条 (招集)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 15 条 (電子提供措置等)</p> <p>① <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>① <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>